令和９・１０年度 内子町競争入札参加資格審査申請書要領

令和９年度及び１０年度に内子町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入・その他委託業務について、請負契約に係る競争入札(見積りを含む）に参加希望する方は、下記の要領により入札参加資格審査の申請を行ってください。

★重要★申請方法は WEB サイトからの申請（電子申請）となります。

WEB サイトからの申請になりますので、添付書類はすべてデータ化（PDF）していただく必要があります。

申請期間中に WEB サイトからの申請（電子申請）が完了しなかった場合は、令和９年４月以降に「随時」による申請を受付いたします。その場合、「内子町競争入札参加資格」への登載は、原則として申請月の翌月以降となりますのでご注意下さい。

共通事項について

1. 申請には次のすべての要件を満たしていることが必要です。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。

②申請日までに納期限の到来した国税及び地方税を完納していること。

③営業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等を受けていること。

④その他、過去において本町との取引の際、不正又は不誠実とみなされる行為をしていないこと。

2. 入札参加資格の認定を受けたあと、登録者が次のいずれかに該当するに至ったときは、資格の全部又は一部を取り消します。

①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当することが判明したとき。

②各許可、免許、登録等のうち認定を受けた部門に係るものを失ったとき。

③提出書類に虚偽の記載をしたとき。

④登録後に記載内容の変更等が生じたことを届け出なかったとき。

⑤誓約事項に違反したとき。

⑥その他、町長が資格登録者として不適当と認めたとき。

3. その他

①申請にあたっては建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品購入・その他委託業務の 3 部門で受付をするので、申請が 2 部門以上になる場合はそれぞれの部門ごとに申請してください。

②登録者名簿は公表することがありますので、同意のうえ申請してください。

③登録者は、自動的に本町から発注（指名）があるわけではありません。

④本町では、原則として町内に営業所を有する業者を優先して指名・見積依頼することとし、当該指名対象となる業者が町内に無い場合には県内業者を、さらに無 い場合には県外業者を対象とすることにしています。

⑤随意契約（見積り）の相手方も原則として登録者の中から選定します。

⑥入札参加資格が認定（決定）された旨の通知書は発行しません。

申請受付期間について

令和８年１２月９日（水曜日）から令和９年２月２日（火曜日）まで

※電子申請サイトは申請受付期間中 24 時間利用可能ただし、町へのお問い合わせに対応できる時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時００分（土、日、祝日を除く）の間とします。

※メンテナンスのために 24 時間利用できないこともあります。

資格の有効期間について

2 年間（令和９年４月 1 日から令和１１年３月 31 日まで）

申請受付方法について

① 入札参加資格審査申請システム操作マニュアル（以下「操作マニュアル」という。）を熟読の上、電子申請するために必要な利用環境を事前にご準備ください。

② 初めてシステムを利用するには、操作マニュアルの手順に従って、申請用サイトから利用者登録の手続きを行ってください。

③ 「入札参加資格申請（Excel ファイル）」をダウンロードし、必要事項を事前に入力してください。

④ 「提出書類」に記載している書類の中で、該当するものをそろえてください。 添付書類（紙及びデータ）をすべて PDF にしてください。（ほかの形式はアップロードできません。

⑤ 「提出書類」は、本町の指定様式で作成する申請書等と、申請書に記載した内容を証明するための添付書類があり、法人・個人、町内・町外で必要な書類の内容が一部異なりますのでご注意ください。

⑥ 各証明書はいずれも証明年月日が提出日から 3 カ月以内のものに限ります。

⑦ 押印や朱書きした書類はカラーの PDF で添付してください。

⑧ 町内業者が申請する場合において、事務所・自宅にインターネット環境が整備されていない等電子申請が困難な場合は、事前に相談のうえ、紙での申請を認めます。この場合、申請書及び添付書類等はＡ4 版紙ファイルとし、「持参」により提出してください。

提出先及び問い合せ先

〒795-0392　愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168 番地

内子町役場 総務課 管財係

電話 0893-44-2111　管理係（内線 731・732）